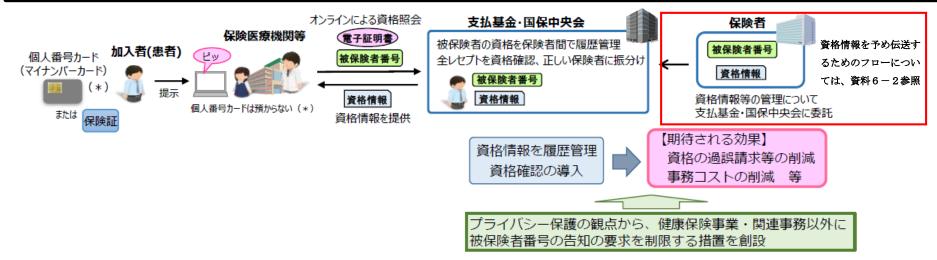
(1) 法改正の概要

「医療保険制度の適正かつ効率的な運用を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)」により、保険者間で被保険者資格の情報を一元的に管理する仕組みを創設すること、および令和3年3月より、保険医療機関等において療養の給付等を受ける場合の被保険者資格の確認について、個人番号カード等を利用した電子資格確認(以下「オンライン資格確認」という。)を導入する。

- (2) オンライン資格確認導入の目的
- ①失効保険証の利用による過誤請求や保険者の未収金の削減
- ②高齢受給者証や高額医療費の限度額認定証などの窓口への持参が不要
- ③保険医療機関等の受付における事務処理の効率化
- ④就職や転職、引越し等に伴う保険証の切替えを待たずに保険医療機関等への受診が可能



【保険医療機関・保険薬局におけるオンライン資格確認の流れ】

- ① 保険医療機関・薬局はマイナンバーカードをカードリーダーで読み取り、シリアル番号を使って支払基金・国保中央会の オンライン資格システムに対して照会要求を送信する。
- ② 支払基金・国保中央会のオンライン資格確認等システムから保険医療機関・薬局に対して、資格照会日時点で有効な資格 記録を返信する。

又は

- ① 保険医療機関・薬局は保険証券面より「保険者番号、記号・番号、枝番、生年月日、性別」を確認し支払基金・国保中央 会のオンライン資格確認等システムに対して照会要求を送信する。
- ② 支払基金・国保中央会のオンライン資格確認等システムから保険医療機関・薬局に対して、資格照会日時点で有効な資格 記録を返信する。